

10月15日～21日は「行政相談週間」

日々の暮らしの中での、行政に関する困りごとや「どこに相談したらいいかわからない」といった疑問・要望等に対し、総務省の「行政相談」は無料で相談を受け付け、解決・改善につなげます。

市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が各地域で相談所を開設しています。秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

※行政相談の開設日程は、31ページ「10月の相談」をご確認ください。

■特設行政相談所の開設

行政相談週間に合わせ、10月26日（金）に特設相談所を開設します。詳しくは28ページ「相談」コーナーをご確認ください。

■行政相談委員～私たちにご相談ください～



おかじま つとむ
岡島 勤



やまもと たかはる
山本 孝治



ささき ただのり
佐々木 忠則



つかもと としこ
塚本 敏子



なかお すみえ
中尾 澄江



かねちか たまき
兼近 環

☎総務課 行政係 担当:泉

☎お太助フォン 42-5611 ☎ 42-4376

■障害児福祉手当と特別障害者手当

在宅で重度の障害のために介護が必要な方に手当を支給しています。(5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給)

障害の程度、所得制限などの支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。

■障害児福祉手当

《対象》

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の方。

《支給額》

14,650円(平成30年10月現在) / 月

■特別障害者手当

《対象》

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方。

《支給額》

26,940円(平成30年10月現在) / 月

■自動車運転免許取得費 ・自動車改造費の一部給付

身体障害者手帳を所持する方に対し、費用の一部を支給します。

■自動車運転免許取得費

《対象》

市内に住む1～4級の身体障害者手帳を所持する方が、第1種普通免許を取得した場合。

《支給額》

取得費の一部(取得費の2/3、上限10万円)

※免許取得費用の明細が必要になりますので、免許取得後に申請してください。

■自動車改造費

《対象》

市内に住む上肢・下肢・体幹機能障害のいずれかが1～4級の身体障害者手帳を所持する方が、自ら所有し運転する自動車を障害に適應するために改造する場合。(所得制限有)

《支給額》

改造費の一部(上限10万円)

※改造前に申請が必要です。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原

☎お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原

☎お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

「後期高齢者医療制度」による医療費の払い戻し

後期高齢者医療制度により、治療などに要した費用を支払った後、申請することで一部負担金相当額を控除した額が支給される場合があります。(広島県後期高齢者医療広域連合が認めた場合)

《控除対象》

■急病や国内旅行中など、やむを得ず被保険者証を持たずに受診

■コルセットなどの治療用装具を購入(医師の診断書、領収書等が必要)

■輸血(生血)

■海外で急病になり受診(海外療養費)

■ねんざ、打撲などでの施術(柔道整復)

※骨折、脱臼などの施術を受けるときは、応急手当を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

※肩こりや筋肉疲労に対する施術、整形外科等で医師による治療を受けている傷病に対する施術は療養費の対象になりません。(全額自己負担)

■神経痛、リウマチ、腰痛症などの慢性的な疼痛を主症とする疾病の治療(はり・灸)

※医師の同意書が必要です。

※同一疾病に対し、病院や診療所で医師による治療を受けているときは療養費の対象になりません。

■麻痺、関節拘縮(関節が動かなくなる状態等)などにより医療上必要がある症例についての施術(あんま・マッサージ)

※医師の同意書が必要です。

※疲労回復や疾病予防を目的としたマッサージを受けたときは療養費の対象になりません。

■医師の指示により、療養上一時的、緊急的な必要性がある転院などのための移送費用(移送費)

※次のすべてに当てはまる場合に限りです。

・移送の目的である療養が保険診療として適切であること

・患者が療養の原因である傷病により移動困難であったこと

・緊急その他やむを得ないと認められること



☎保険医療課 医療保険年金係 担当:桑田

☎お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

■市設置型浄化槽 (浄化槽市町村整備推進事業)

分担金22万円を納付していただくことで、市が浄化槽を設置します。ただし、宅地内(トイレ・台所・風呂等)から浄化槽まで、浄化槽から河川や水路までの排水管の施工は個人負担となります。浄化槽の使用開始後は使用料を頂き、市が浄化槽の管理を行います。

《対象》

下水道等の集合処理区域以外で、平成31年3月15日までに5人～12人槽の浄化槽を設置できる方。

《申込期限》

12月25日(火)

※設置予定基数100基になり次第申し込みを締め切ります。

☎上下水道課 下水道係 担当:中河原

☎お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206

☎上下水道課 下水道係 担当:陽岡

☎お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206